憲法 89 条とフリースクール等への援助（メモ：15/10/30　石井小夜子）

憲法 89 条「　公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。」

１　立法趣旨についての説

① 自主性確保説・・私的な事業への不当な公権力の支配が及ぶことを防止する。

② 公費濫用防止説・・公の財産の濫用を防止し、慈善事業などの営利的傾向ないし公権力に対する依存性を排除する。

③ 中立性確保説・・私人が行う教育などの事業は、特定の思想・信条に基づくことが多いので、特定の思想・信条が、国の財政的援助によって教育などの事業に浸透することを防止する。

④ 公費濫用防止と中立性確保の双方を目的とする。

２　「公の支配」とは

① 厳格説・・その事業の予算を定め、その執行を監督し、さらに人事に関与するなど、その事業の根本的方面に重大な影響を及ぼすことのできる権力をいう。⇒１①に接近

② 緩和説・・国または地方公共団体の一定の監督が及んでいることをもって足りる。
⇒１②に接近　下記４の判決

③ 中間説・・14 条、23 条、25 条、26 条などの条項の総合的解釈を行い、監督程度を決定する。

３　私学助成は合憲か

① ２の①厳格説では違憲

② ２の②緩和説では合憲

③ ２の③説をとった裁判例（「現行法」は合憲とした千葉地裁 1986 年 5 月 28 日判例）

４　幼児教室裁判例

1 審浦和地裁 1986 年 6 月 9 日判決

２審東京高裁 1990 年 1 月 29 日判決　以下ウエブ

（http://blog.livedoor.jp/cooshot5693/archives/52973918.html）

事案・・予算上直ちに幼稚園を設立することは困難として町長は幼稚園とほぼ同様の内容の事業を行う幼児教室を開設。この事業のため町の公有財産である土地建物を無償で使用させるとともに毎年補助金を支出。

法令の根拠なし

【東京高裁の判旨】

① 「本件教室の事業は、・・学校教育法による幼稚園と若干は異なる部分があるが、幼稚

園とほぼ同じように幼児を保育している」。「保育とは、幼児に対する保護と教育の有機的一体の働き」であり、「憲法八九条に規定する『教育の事業』とは、『人の精神的又は肉体的な育成をめざして人を教え、導くことを目的とする組織的、継続的な活動』をいう」から、「本件教室の事業は右の『教育の事業』に当たる」。

② 「(憲法八九条) 後段の教育の事業に対する支出、利用の規制については、もともと教育は、国家の任務の中でも最も重要なものの一つであり、国ないし地方公共団体も自ら営みうるものであって、私的な教育事業に対して公的な援助をすることも、一般的には公の利益に沿うものであるから、同条前段のような厳格な規制を」要しない。八九条後段の私的教育事業に対する規制の趣旨は、「『公の支配』に属しない教育事業に公の財産が支出又は利用された場合には、教育の事業を営む者の教育についての信念、主義、思想の実現であるから、教育の名の下に、公教育の趣旨、目的に合致しない教育活動に公の財産が支出されたり、利用され・・ひいては公の財産が濫費される可能性があることに基づく」。

③ 「教育の事業に対して公の財産を支出し、又は利用させるためには、その教育事業が公の支配に服することを要するが、その程度は、国又は地方公共団体等の公の権力が当該教育事業の運営、存立に影響を及ぼすことにより、右事業が公の利益に沿わない場合にはこれを是正しうる途が確保され、公の財産が濫費されることを防止しうることをもって足り・・必ずしも、当該事業の人事、予算等に公権力が直接的に関与することを要するものではない」。また、「憲法八九条は、当該助成を受けた教育事業が「公の支配」に服していることを規定しているが、右規制が法律によるものであることまでを求めているものではない」。

④ 本件教室の予算、人事等については、町が直接関与することはないが、本件教室に対する「公の財産の利用、支出については、補助金についての一般の規制のほか、本件教室に対する個別の指導により、公の利益に沿わないものに使用又は利用されないように規制、管理されている」。それにより「公の利益に沿わない場合にはこれを是正しうる途が確保され、公の財産の濫費を避けることができるものというべきであるから、・・憲法八九条にいう『公の支配』に服するものということができる」。

※結論に賛成者は多いが、論旨は、あまりにも「公の支配」解釈が緩く基準になり得ない点、説得力があるのかなどの点で批判も多い。

５　フリースクールと公費助成（国会論議）

【参議院決算委員会（２００８年４月９日)】

○浜田昌良「憲法８９条には、公の支配に属していなければ教育には助成できないという規定もございます。そういう意味でも、今後このフリースクールに通わざるを得ない児童生徒で指導要録上の出席扱いとなる場合とか、今回の調査のようなフリースクールに対して文部科学省が教育プログラム等開発を委託をしている場合には、憲法上の公の支配に属しとみなしてフリースクールの学費の一部、例えば二万円であれば二万円を上限にして、その二分の一ぐらいの費用を国と地方自治体で補助していくことが今後重要と考えますが、こういう点について文科大臣の御所見をお伺いしたいと思います。」

に対し、

○国務大臣（渡海紀三朗）「今議員がお話しになりましたフリースクール、このフリースクールが不登校の問題に関して一定の役割を果たしていただいているということは我々も理解をしておるわけでございますが、今委員が御指摘をいただきました観点、憲法８９条の公の支配に属するということをどのように考えていくかというのは、これはやっぱり慎重に、これは憲法にかかわる問題でございますから、扱っていかなきゃいけないというふうに考えております。

基本的には、私立学校等には所轄庁がその学校法人の解散命令を発することができるなどというのが学校法人法等にしっかりと法律上も定めておりますし、そういった監督権とか解散権ですね、そういったものがしっかりと設定をされているわけでございます。

一方、フリースクールというのは、これは民間の自由な活動といいますか、そういった活動でございますので、例えばそういう権限も国とか地方自治体というのは持ち得ないわけでございますから、公の支配に属するという、そういった解釈をするのは非常に難しいというふうに考えております。

また一方、支援でございますけれども、フリースクールに通所する不登校児童生徒等に対してその学費の一部というものを国や地方自治体が支援をすることについては、この２６条の規定との関係が出てくるというふうに考えております。小中学校における通常の学校においては授業料無償、これはいわゆる義務教育の負担でございますが、無償でやっておるわけでございますけれども、このフリースクール、先ほど申し上げましたように、民間の自由な活動というものまでを公費で負担するということまでは２６条も実は解釈上も含めないんじゃないかというふうに考えておるところでございます。

いずれにいたしましても、この支援の対象とする不登校の範囲とか、またフリースクールの活動というもの、非常にいろんな実態がございますから、どのような学校外の学習、授業というものに対して支援を行っていくかということは、今も申し上げましたような課題も踏まえ慎重に検討していく必要があるというふうに考えておるところでございます。」

※質問回答からみて、フリースクールに対する直接補助ではなく学習者に対する支給という形態も憲法 89 条や憲法 26 条との関係で否定的に解している。

ただし、自治体の中にはＮＰＯ法人へ補助金支援を行っている。
【参考論文】フリースクールへの公的財政支援の可能性～憲法第 89 条の改正試案～
http://research.php.co.jp/policyreview/pdf/policy_v3_n14.pdf